

国立大学法人筑波大学トランスボーダー医学研究センター（部門：生命科学動物資源センター） 遺伝子改変マウス作製等受託細則

〔平成31年3月29日〕  
医学医療系部局細則第7号

改正 令和元年医学医療系部局細則第8号

国立大学法人筑波大学トランスボーダー医学研究センター（部門：生命科学動物資源センター） 遺伝子改変マウス作製等受託細則

（趣旨）

第1条 この部局細則は、国立大学法人筑波大学トランスボーダー医学研究センター細則（平成28年医学医療系部局細則第7号）第6条の規定に基づき、トランスボーダー医学研究センターの部門である生命科学動物資源センター（以下「部門センター」という。）において受託する遺伝子改変マウスの作製及び供給（以下「作製等」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（作製等）

第2条 部門センターにおいて受託する遺伝子改変マウスの作製等は、次のとおりとする。

- (1) 提供されたDNA試料を用いて行う遺伝子導入マウスの作製等
- (2) 提供されたES細胞を用いて行うキメラマウスの作製等
- (3) 提供された標的遺伝子組換え用ベクターを用いて行う変異ES細胞の作製等
- (4) 遺伝子組換え用ベクターの作製等

（作製等の委託等）

第3条 遺伝子改変マウスの作製等を委託しようとする者（以下「委託者」という。）は、前条第1号及び第2号の場合にあっては別記様式第1号の、同条第3号の場合にあっては別記様式第2号の遺伝子改変マウス作製等申込書を、同条第4号にあっては別記様式第5号の遺伝子組換え用ベクター作製等申込書をセンターの長（以下「センター長」という。）に提出しなければならない。

2 センター長は、遺伝子改変マウスの作製等を受託したときは、別記様式第3号の遺伝子改変マウス作製等受託決定通知書を、遺伝子組換え用ベクターの作製等を受託したときは、別記様式第6号の遺伝子組換え用ベクター作製等受託決定通知書により委託者に通知するものとする。

（料金の納付）

第4条 委託者は、前条の通知を受けたときは、別表に規定する料金を前納しなければならない。

ただし、国、国立大学法人、大学共同利用機関法人、独立行政法人又は地方公共団体は除く。

2 既納の料金は、返付しない。

（供給）

第5条 センター長は、遺伝子改変マウスの作製等が完了したときは、別記様式第4号の遺伝子改変マウス等送付書を、遺伝子組換え用ベクターの作製等が完了したときは、別記様式第7号の遺伝子組換え用ベクター等送付書を添付し、委託者に供給するものとする。

（雑則）

第6条 この部局細則に定めるもののほか、遺伝子改変マウスの作製等に関し必要な事項は、センター長が別に定める。

附 則

- 1 この部局細則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 国立大学法人筑波大学生命科学動物資源センター遺伝子改変マウス作製等受託細則（平成25年7月24日医学医療系部局細則第9号）は、廃止する。

附 則

この部局細則第4条の別表に規定する料金は、令和元年9月25日に制定し、令和2年4月1日から適用する。